

# 養父市農業委員会

## 第31回会議録

令和4年4月26日

養父市農業委員会

## 養父市農業委員会第31回会議録

1. 開催日時 令和4年4月26日（火曜日） 午後1時30分開会

2. 開催場所 養父公民館 他産業就業研修室

### 3. 議 事

議案第101号 農用地利用集積計画の承認について

議案第102号 非農地証明交付申請の承認について

議案第103号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について

議案第104号 農地法第4条第1項のただし書き、農地法施行規則第29条第1項第1号の規定による届出について

### 報告事項

報告① 農地法3条の規定による許可申請について

報告② 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告③ 農地の使用貸借の解約通知について

報告④ 農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約通知について

### 4. 出席農業委員（13名）

1番 秋山博

2番 山根達夫

3番 藤原義幸

4番 寺尾稔

5番 大谷忠雄

6番 奥藤雅行

7番 前川章

8番 谷垣重俊

9番 西谷眞一

10番 北本健一郎

11番 坂本秀夫

12番 西谷英樹

13番 圓山満

### 5. 欠席農業委員（0名）

無し

### 6. 出席推進委員（12名）

14番 小林誠

15番 内田重雄

16番 木下計介

17番 藤原隆弘

18番 鷹野孝一

19番 安達繁

20番 栗田匡晃

21番 林田雅美

22番 上垣美由紀

23番 森脇耕助

24番 井上勝雄

25番 藤原健次

### 7. 欠席推進委員（0名）

無し

8. 事務局出席職員

局長 岸 敬悦

副主幹 福垣 周作

主査 東 宏樹

事務局 : それでは、ただいまより第31回農業委員会総会を開会いたします。  
開会に先立ちまして、会長より挨拶をお願いいたします。

谷垣会長 : 皆さん、こんにちは。今日は朝から雨が降るというようなことを言っておりましたが、何とかお昼までもちましたが、皆様には、本当に公私ともに御多用の中、本会に御出席いただきましてありがとうございます。

また、今日は現地調査ということで、担当の委員さんにおかれましては、今日はたくさんいろんな場所がありまして、大変御苦労さんでありました。本当にありがとうございます。今日の総会の中で、いろいろとまた御報告をいただけたらなというふうに思っております。

天気の方が、先ほども言いましたように、今日は朝から雨かと思っておりますが、何とか昼までもちましたけれども、毎日暑い日が続いてみたり、ちょっと何か肌寒かったりとか、いろいろと農業をている上では大変苦労をしているところでございます。私も自分で稲の苗を作っております、なかなか、毎年やっているんですけども、とってもそれでも難しくて、今年、何とか田植までにいい苗ができたらいいなというふうには思っておりますけれども、皆さんのほうも、いろいろと稲作をされている方につきましては、圃場等の準備もされているところだというふうに思っております。先ほどもありましたけれども、ひとつ安全に気をつけていただいて、頑張っていたいただけたらなと思っております。

今日は、総会の資料もたくさんございますので、ひとつ慎重審議の上、よろしくをお願いをしたいと思います。

簡単ですけれども、挨拶に代えさせていただきます。ありがとうございました。

事務局 : 初めに、会議の成立について御報告を申し上げます。本日の出席は、農業委員は全員出席ということでございます。養父市農業委員会会議規則第7条の規定により、過半数が出席することとなっておりますので、本日の総会は成立いたします。また、農地利用最適化推進委員さんにつきましても、12名全員の出席でございます。併せて御報告をさせていただきます。

この後の総会の議事進行につきましては、養父市農業委員会会議規則第5条に会長が総会の議長となり議事を整理すると規定されております。谷垣会長にお願いをいたします。よろしくお願いいたします。

議長 : では、養父市農業委員会会議規則第16条の規定により、議事録署名農業委員を指名いたします。本日は、5番の大谷農業委員と6番の奥藤農業委員をお願いいたします。

それでは、議事に入ります。

議案第101号、農用地利用集積計画の承認についてを議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

事務局 : 1ページを御覧ください。議案第101号、農用地利用集積計画の概要です。公告は令和4年5月2日を予定しています。

1、利用権の設定に係る面積、筆数及び戸数につきましては、田が64,413平方メートル、52筆、畑が744平方メートル、2筆、合計面積は65,157平方メートル、54筆です。利用権の設定を受ける戸数は36戸、利用権を設定する戸数は29戸となっております。

2、設定する利用権の概要。利用権の種類は使用貸借権及び賃借権です。使用貸借権が40筆、50,893平方メートル、うち新規が14筆、14,874平方メートル。再設定が26筆、36,019平方メートルです。解除条件付使用貸借が2筆、2,641平方メートルです。賃貸借権が12筆、11,623平方メートル、うち新規が4筆、2,848平方メートル。再設定が8筆、8,775平方メートルです。

利用権の始期は公告日からで、契約年数別に見ますと、1年契約が2筆、394平方メートル、2年契約が11筆、18,192平方メートル、3年契約が8筆、11,986平方メートル、4年契約が11筆、10,380平方メートル、5年契約が11筆、14,311平方メートル、8年契約が3筆、1,198平方メートル、9年契約が3筆、2,844平方メートル、10年契約が4筆、3,797平方メートル、19年契約が1筆、2,055平方メートルとなっております。

詳細につきましては、次ページ以降に記載しております。また、番号36、37番が、農地所有適格法人による賃貸借。番号38番が、一般法人による解除条件付使用貸借となっております。以上です。

議長 : 説明が終わりました。この件について質疑はありますか。

( 質 疑 な し )

議長 : 質疑なしと認め、議案第101号を採決いたします。  
本案は、原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

議長 : ありがとうございます。挙手全員と認め、本案は、原案どおり決定いたしました。

続きまして、議案第102号、非農地証明交付申請の承認についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 : 15ページです。議案第102号、非農地証明交付申請の承認についてです。

1番、養父市場の土地2筆で、面積が445平方メートルです。所有者は大阪府堺市の方で、非農地の事由としましては、申請の土地は昭和60年頃から駐車場として利用しており、現況に合わせた地目に変更をしたいとのことです。関連ページは17ページから21ページとなっています。

2番、関宮の土地1筆で、面積が23平方メートルです。所有者は関宮の方で、非農地の事由としましては、申請の土地は昭和48年頃から宅地として利用しており、現況に合わせた地目に変更をしたいとのことです。関連ページは22ページから26ページです。

次に、16ページです。3番、三宅の土地1筆で、面積が1,618平方メートルです。所有者は朝来市和田山町の方で、非農地の事由としましては、申請の土地は平成13年頃から山林として利用しており、現況に合わせた地目に変更をしたいとのことです。関連ページは27ページから31ページとなっております。

4番、建屋の土地3筆で、面積が203平方メートルです。所有者は神奈川県横浜市の方で、非農地の事由としましては、申請の土地は平成12年頃から耕作放棄、原野化しており、現況に合わせた地目に変更をしたいとのことです。関連ページは32ページから39ページとなっています。以上です。

議長 : 事務局の説明が終わりました。

番号1番の養父市場の件について、担当農業委員より説明を求めます。

3番、藤原義幸農業委員。

藤原義幸委員 : 座って失礼します。3番の藤原でございます。昼前ですけども、現地調査、御苦労さんでございました。

関連ページですけど、17ページから21ページ。先ほど事務局のほうから説明されたとおり、昭和60年頃から駐車場として利用されていたようです。17ページが、これ養父小学校の近くになります。18ページが航空写真です。こういう状況になっております。19ページが字限図で、ちょうどこれを調査していた段階で、これがちょっとおかしかったということで、186-1プラス186-2が、これが1筆として今度新しく登記されるようです。この周辺についてはちょっとややこしいんですけど、里道があったり、それから細い、ちょっと見にくいんですけど、186-1なんかの土地がそのまま残っているようです。20ページに現況の写真が出ておりますけども、こういうふうに屋根つきの駐車場と、それから青空駐車場、両方こういうふうに使われていたようです。これをこれから畑に戻すというのもちよっと無理なようですので、承認のほうをよろしく願いたいと思います。以上です。

議長： 続きまして、現地調査委員の説明を求めます。  
9番、西谷眞一農業委員。

西谷眞一委員： 9番、西谷です。ただいまも担当委員のほうから説明がありましたけれども、また事務局のほうからも説明がありましたとおり、昭和60年頃からこのような状況で利用されていたということで、現地を見ましたが、20ページの写真を見ていただきましたとおり、車庫が建っておりまして、また、その前の土地は一部コンクリートで舗装され、また、碎石を入れて固く踏み締められておりまして、農地に還元するというのは大変難しかろうと思います。30年以上このような状況で利用されていたということで、今回の申請は受けざるを得ないのではないかと思いますので、よろしくをお願いします。

議長： 続いて、担当推進委員の説明を求めます。  
19番、安達推進委員。

安達推進委員： 安達です。この辺の土地は、僕が子供の頃は、裏のこの辺に製材所がありまして、それが変わってこのような状態になったんだと思います。今、農業委員さんや事務局から説明がありましたけど、写真のとおりです。よろしくをお願いします。

議長： 説明が終わりました。この件について質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

議長： 質疑なしと認め、議案第102号の1番を採決いたします。  
本案は、原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

議長： ありがとうございます。挙手全員と認め、本案は、原案どおり決定いたしました。

続きまして、番号2番の関宮の件について、担当農業委員より説明を求めます。

2番、山根農業委員。

山根委員： 2番、山根です。23ページを御覧ください。場所は、関宮から村岡へ行く、皆さん御存じだと思いますけど、ループ橋というところです。そこの下のところに赤枠であります、これがちょっと道から落ちた面ですけどね。そして、25ページ

を御覧ください。25ページの、ここの三角というか、四角というか、枠が囲つとるのが1701-7です。これが約50年ぐらい前ですか、ここで食堂をしてはった人がそこも自分の土地だと思って、結局鯉とか、たしか何か水槽をつくっていたと思うんですよ。それが今回、自分とこの敷地内に国交省が道の拡幅のために、代替地としてここの1701-7を譲り受けたということなんです。だけど、それが何で農地になっていたかというのも本人さんも分からなかったみたいで、その上の1701-5は、いまだにまだ国交省の土地になっております。約50年ぐらいたっていますし、本人さんも、そこで畑をしたとか何も全く記憶がなくやっておりましたので、現況を見てもらったら分かるように、こういう状態ですので、農地というのは現況に合っていないと思いますので、よろしく願いいたします。

議長： 続いて、現地調査委員の説明を求めます。  
5番、大谷農業委員。

大谷委員： 5番、大谷です。午前中に現地を見させていただきました。地元担当農業委員の方の説明どおりでございまして、始末書には細かく書いてあるんですが、要は以前から、ずっと前から駐車場として使用していた。それが相続によって分かったということを書いておられます。現状はもう復旧することは難しいかと思ひまして、非農地の許可をすることは妥当だと思っております。よろしく願いいたします。

議長： 続いて、担当推進委員の説明を求めます。  
24番、井上推進委員。

井上推進委員： 24番、井上です。今日、調査委員の皆様と同行し、現地を確認させていただきました。私もめったに通る土地ではないので、地理勘的には、ああ、ここだったかなと思ひながら、まさかこれが国交省の土地とか畑であったということは全然認識がなかったです。別に問題がないかなと個人的には思ひます。御了承、御承認いただきますように、よろしく願いいたします。

議長： 説明が終わりました。この件について質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

議長： 質疑なしと認め、議案第102号の2番を採決いたします。  
本案は、原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。



( 挙 手 全 員 )

議 長： ありがとうございます。挙手全員と認め、本案は、原案どおり決定いたしました。

続きまして、番号3番の三宅の件について、担当農業委員より説明を求めます。

12番、西谷英樹農業委員。

西谷英樹委員： 12番、西谷英樹です。28ページを御覧いただきたいと思います。三宅というところで、まんの湯というのがあるんですが、これが写真の左下にあるところですか。そこから山に向かっていきまして、左側は山田の圃場整備がなされております。それに隣接する畑だったんですが、平成13年頃まで今回願出人の方のお父さんがずっとそこで野菜を作ったり、いわゆる畑作をしておられたんですが、平成13年からもうできなくなって、この願出人は既にもうこの地を離れておられまして、なかなかこの畑をどうこうするということはできないまま現在に至っております。お聞きしますと、地籍調査のときに、もう農地でなく地目を変えてほしいということをお願いしたらしいんですが、当時の行政のほうは、いや、これは農地だということで、農地のままにしておったんですが、今回こういうことで、現状は、30ページの写真で以前の果樹をしとったような木も見当たりますが、雑木か何か、あまり植林をしたというような、そういう形跡はないんですが、このようにもう山になってしまっておりますので、今回、非農地として承認するべきだと思いますので、よろしくお願いたします。

議 長： 続きまして、現地調査委員の説明を求めます。

6番、奥藤農業委員。

奥藤委員： 6番、奥藤です。先ほど西谷さんのほうから詳しい説明をしていただきました。現状、写真のとおりで、またこれ、手前側に杉の木等が生えていまして、かなり年数が入っています。実際、農地として使用するというのは非常に困難な状況ですので、ひとつ審議のほうをよろしくお願いたします。

議 長： 続いて、担当推進委員の説明を求めます。

23番、森脇推進委員。

森脇推進委員： 23番、森脇です。ただいま担当委員、調査委員の方が申されましたとおり、もう現状は山林化しておりますので、地目の変更の承認をよろしくお願したいと思います。以上です。

議 長： 説明が終わりました。この件について質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

議 長： 質疑なしと認め、議案第102号の3番を採決いたします。  
本案は、原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

議 長： ありがとうございます。挙手全員と認め、本案は、原案どおり決定いたしました。

続きまして、番号4番の建屋の件について、担当農業委員より説明を求めます。

10番、北本農業委員。

北本委員： 失礼します。10番、北本です。32ページから39ページまででございますが、まず、32ページなんですが、ここに申請地2か所ございます。そうしまして、このある場所は、建屋の警察の派出所の上、30メートルぐらいですか、それから、左側には、もう今は閉鎖になっていますが、建屋診療所がございまして。その近くでございまして、まず、37ページ、この場所は昔の、今は養父朝来線でバイパスができておりますが、これはもともと県道、今はバイパスのほう为主体になっておりますが、これは建屋の町中のほうを走っておるわけです。これが昔の県道でございまして。37ページ、これがまず、今回提出されております非農地証明のところということでございまして、家の下にこういう段のあるところで、もう既に雑草が生えているというような状況でございまして。それと、あと38ページ、これは、赤枠でここを囲っているんですが、2段目まではこれは宅地になっております。そこから上が農地ということで、畑地でございまして、もういわゆるススキとかいろんなもんが生えているような状況でございまして、上のほうには木が生えてございまして、非農地の状況でございまして。したがって、特に元に戻すことはまず不可能であるなど、こういうふうに思っております。本人は、もう横浜のほうに既に出ておられまして、もう長い間放置したということになっておりますので、御理解いただきますようによろしくお願いいたします。以上です。

議 長： 続きまして、現地調査委員の説明を求めます。  
5番、大谷農業委員。

大谷委員： 5番、大谷です。地元の農業委員さんがおっしゃいましたように、2か所ご

ざいます。37ページは、これ建屋1カ所目の土地ですね。形状がすごく悪いと  
ここでございまして、原野化しております。38ページの上段といたしますか、字を  
囲っているところが2カ所の申請地になっておりまして、この方は地元にいない  
方で、耕作放棄地になっておりまして、これを復旧するとなったら、大きな機  
械を入れてやらなければならないというようなことに見させていただきました。  
この非農地証明の発行をすることはいいのではないかと考えておりますの  
で、よろしく願いいたします。

議 長： 続いて、担当推進委員の説明を求めます。  
17番、藤原隆弘推進委員。

藤原隆弘推進委員： 17番、藤原隆弘です。今朝ちょっと行ってきましたけども、2人の  
委員さんのおっしゃるとおりで、狭く、真ん中にどっちにも雑木があったりし  
て、何とかよろしく願います。

議 長： 説明が終わりました。この件について質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

議 長： 質疑なしと認め、議案第102号の4番を採決いたします。  
本案は、原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

議 長： ありがとうございます。挙手全員と認め、本案は、原案どおり決定いたし  
ました。

続きまして、議案第103号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対  
する意見についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局： 40ページを御覧ください。議案第103号、農地法第4条第1項の規定による許  
可申請に対する意見についてです。

申請番号1番、養父市八鹿町高柳の土地1筆、面積は347平方メートルです。  
申請人は養父市三宅の方で、地目が農地とは知らず、使わなくなっていた豚舎  
を倉庫兼車庫として利用していたことに加え、露天駐車場を整備していたため、  
事後ではありますが、転用申請し、現在の使い方に合わせることを目的です。  
関連ページは41ページから46ページです。

申請番号2番、養父市大屋町由良の土地1筆、面積は548平方メートルです。

申請人は養父市大屋町若杉の方で、自身が飼育している但馬牛の飼料となるWCSラップサイレージの保管場所と、作業機械用の倉庫を建設することが転用の目的で、関連ページは47ページから53ページです。以上です。

議長： 事務局の説明が終わりました。

次に、番号1番、八鹿町高柳の件につきまして、事務局より農地法に基づく農地転用の許可の検討事項についての説明を求めます。

事務局： 申請番号1番です。農地転用に関する許可基準から見た意見として、立地基準による判断については、農用地区域外にある農地です。住居が連たんする地域に近接し、農地の集団規模が10ヘクタール未満のため、第2種農地に該当します。一般基準においては、事後転用ではありますが、区長及び農会長の同意もあり、周辺農地の営農に影響がないことから、本議案を許可することについて、農地法第4条第6項に該当しませんので、許可相当と考えられます。以上です。

議長： 事務局の説明が終わりました。

次に、番号1番の八鹿町高柳の件について、担当農業委員の説明を求めます。  
1番、秋山農業委員。

秋山委員： 1番、秋山です。よろしくお願ひいたします。午前中、担当委員の方、現地調査をありがとうございました。まず、関連ページですけれども、41ページから46ページが関連ページになっております。よろしくお願ひいたします。

まずは申請地ですが、42ページの航空写真を御覧ください。9号線、道の駅ようか但馬蔵を関宮向きに約100メートルほど上がった高柳モータースがある、その裏手に位置するところが、緑マークになっておりますけれども、今回の申請地になっております。続きまして、43ページと44ページを御覧ください。申請地のとこに青線があるわけなんですけど、北側に水路がありますが、現況のままを維持するということでありまして、特に問題はないと思われます。続きまして、45ページを御覧ください。この上下の写真が全景になる豚舎になります。先ほども事務局からありましたけど、昭和40年に豚舎として建築、豚舎が廃業後は農業倉庫と、それから車庫並びに露天駐車場として活用しておられましたが、地目が変更されていないため、今回、現況の地目への申請に至りました。建築から50年ほどたっております。顛末書も提出されておりますし、また、隣接地に対して水利や、また日照に全く影響はないものと思われます。地域の同意書も取得されておりますので、問題のないものと思われます。御審議のほうよろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

議長： 続いて、現地調査委員の説明を求めます。  
7番、前川農業委員。

前川委員： 7番、前川です。本日、午前中に現地を確認しに行きました。先ほど秋山委員の御説明があったとおり、ほぼ写真のとおりでございました。対象である579番地の北側に水路がありますが、この水路にて営農している農地等々はなさそうです。さらに、農振農用地外でもありますし、丁寧に具体的な内容の顛末書も提出されておりますので、第4条の承認に対して特に問題点はないかなというふうに見ております。以上です。

議長： 続いて、担当推進委員の説明を求めます。  
15番、内田推進委員。

内田推進委員： 15番、内田です。私も午前中に現地視察をしてまいりました。僕の子供の頃には豚舎があって、豚がいっぱい飼われていたことは薄々と記憶の中にございます。ただ、今の現状を見ますと、倉庫と、それから駐車場ですか、これができるということ、秋山委員と前川委員の説明には何も問題ないと思いますので、よろしく願います。

議長： 説明が終わりました。この件について質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

議長： 質疑なしと認め、議案第103号の1番を採決いたします。  
本案は、原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

議長： ありがとうございました。挙手全員と認め、本案は、原案どおり決定いたしました。

次に、番号2番、大屋町由良の件について、事務局より農地法に基づく農地転用の許可の検討事項についての説明を求めます。

事務局： 申請番号2番です。農地転用に関する許可基準から見た意見として、立地基準による判断については、農用地区域外にある農地です。住居が連たんする地域に近接し、農地の集団規模が10ヘクタール未満のため、第2種農地に該当します。一般基準においては、資力、信用について残高証明や同意書にて確認し、計画日程及び内容からも事業の目的が果たされ、周辺農地の営農に影響がない

ことから、本議案を許可することについて、農地法第4条第6項に該当しませんので、許可相当と考えられます。以上です。

議 長： 事務局の説明が終わりました。

次に、この件について担当農業委員の説明を求めます。

担当農業委員は8番、谷垣、私ですので、私のほうから説明をいたします。

資料の47ページをお開きください。47ページに地図がございますが、丸印のついているところが申請の土地であります。ちょうどその丸印のすぐ左側のところに養父宍粟線が走っております。その養父宍粟線の左側のところに点線になっているところが養父市の市営住宅の辺りということでございます。

次のページの航空写真を見ていただきましたら、緑色の部分が申請地であります。49ページのところが、それを地図上、字限図的に表したものでありますけれども、その朱色のところが県道、左側に行けば大屋、右に行けば広谷という形になります。423-2というのがございますが、これがその申請する土地であります。そのすぐ横に422-2というのがありますけれども、これはもう今、家が建っております。それから、その隣の422-1、ここも家が建っております。それから、423-1というのは、田となっておりますけれども、登記上は田ですが、現況は畑。420ももう畑というような形となっております。水色の線がございますけれども、この線は水路となっておりますけれども、県道側の横向きの今の申し上げました宅地のところに通っているのは、もう既にこれはございません。この423のこの申請地ですが、去年は米を作っておられたんですけれども、左のほうからの水路を使って、424-1のところの水色の水路がございますが、そこから水を引き入れて稲作をしておられたということでもあります。

今回、この土地に、次の50ページを見ていただきますと、倉庫と資材置場ということで、この資材は先ほども事務局から説明がありましたように、牛を飼っておられますので、その飼料置場と、そして、その作業等をする機械等を入れる倉庫ということで、そこに建てられるということでもあります。ここへの進入路につきましては、そこがございますように、県道からそこへ入っていくという形になっております。この土地に碎石等を入れて、今の作業をしたいということでございます。水利等につきましても近隣に迷惑がかかるような状況ではありませんので、それも併せて御報告させていただきますし、隣の畑等につきましても耕作者の方に御了解も得られておられるというように聞いておりますので、問題はないかというふうに思います。

それから、52ページ、53ページが、倉庫ということでの図面がございます。こういうものを造られるということでもありますので、ひとつよろしくお願いをいたします。以上です。

続きまして、現地調査委員の説明を求めます。

9番、西谷眞一農業委員。

西谷眞一委員： 9番、西谷です。ただいま担当農業委員の会長のほうから、詳しく説明がありました。現地のほうも今朝見てまいりました。会長のほうの説明を受けて何ら問題はないと思いますので、よろしく審議をお願いします。

議 長： 続きまして、担当推進委員の説明を求めます。  
20番、栗田推進委員。

栗田推進委員： 20番、栗田です。先ほど2人の委員の説明がありましたように、問題はないかと思えます。以上です。

議 長： 説明が終わりました。この件について質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

議 長： 質疑なしと認め、議案第103号の2番を採決いたします。  
本案は、原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

議 長： ありがとうございます。挙手全員と認め、本案は、原案どおり決定いたしました。

続きまして、議案第104号、農地法第4条第1項のただし書き、農地法施行規則第29条第1項の規定による届出についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局： 54ページを御覧ください。議案第104号、農地法第4条第1項ただし書き、農地法施行規則第29条第1項の規定による届出についてです。

届出番号1番、養父市伊豆の土地1筆、面積は670平方メートルのうち23.8平方メートルです。届出者は養父市伊豆の方で、自身が耕作する申請地内に、所有者の同意を得て農業用倉庫を建設することが届出の目的です。既に事前着工されておりまして、届出には顛末書を添付いただいております。関連ページは55ページから60ページとなっております。以上です。

議 長： 事務局の説明が終わりました。  
それでは、1番の伊豆の件について、担当農業委員の説明を求めます。  
6番、奥藤農業委員。

奥藤委員： 6番、奥藤です。現場は旧浅野小学校というのがあるんですね。現在、羽島板バネという工場が入っております。それと伊豆との間のちょうど県道のすぐ横という場所でございます。つきましては、本人が知らずして、所有者の了解だけでいいというような勝手な解釈をしとったようございまして、事前着工した状態なんですけども、骨組みだけということでもうやめということで、この申請が下りるまでは組み立てるなということで、骨のままになっております。本人も反省をしとるんで、顛末書も出ております。平米数も非常に少なく、23.8ということで、認めていただいても問題がないかと思っておりますので、審議のほうをひとつよろしく願いいたします。

議長： 続いて、現地調査委員の説明を求めます。  
7番、前川農業委員。

前川委員： 7番、前川です。今朝、現地を確認しに行きました。56ページの写真にありますように、現場では既に施工が始まっております、骨組みが構築されておりました。面積等は59ページの平面図の面積とほぼほぼ合致するものではないかなというふうに思います。事前着工されたことで、顛末書も丁寧に提出されておりますし、この承認には大して問題ないかなというふうには思っております。以上です。

議長： 続いて、担当推進委員の説明を求めます。  
18番、鷹野推進委員。

鷹野推進委員： 鷹野です。今朝ほど現地を確認させていただきました。担当委員、2名が説明されたとおり、問題ないんじゃないかなと思っておりますので、よろしく願いします。

議長： 説明が終わりました。この件について質疑はありますか。

( 質 疑 な し )

議長： 質疑なしと認め、議案第104号の1番を採決いたします。  
本案は、原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

議長： ありがとうございます。挙手全員と認め、本案は、原案どおり決定いたし



ました。

報告事項に入ります。

報告①農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明を求めます。

事務局 : 61ページです。報告①、農地法第3条の規定による許可申請についてです。

1番、上野の土地1筆で、545平方メートルです。譲受人は上野の方で、譲渡し人は上野の方です。所有権を売買によって移転される予定です。申請日が3月10日、許可日が3月17日となっています。

2番、尾崎の土地1筆で、224平方メートルです。譲受人が尾崎の方で、譲渡し人が尾崎の方です。所有権を売買によって移転される予定です。申請日が3月11日で、許可日が3月18日となっています。

3番、大坪の土地1筆で、2,251平方メートルです。譲受人が広谷の方で、譲渡し人が稲津の方です。所有権を贈与によって移転される予定です。申請日が3月25日で、許可日が3月31日となっています。ここまでが令和3年度分になっております。

4番です。三宅の土地3筆で、合計が2,317平方メートルです。譲受人が三宅の方で、譲渡し人が朝来市和田山町の方です。所有権を贈与によって移転される予定です。申請日が4月1日で、許可日が4月11日となっています。ここからが令和4年度分になっております。以上です。

議長 : 事務局の説明が終わりました。  
それでは、この件について質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

議長 : 質疑なしと認め、この件の報告を終わります。  
続きまして、報告②、農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局より説明を求めます。

事務局 : 62ページです。報告②、農地法第3条の3第1項の規定による届出についてです。

1番、申請の場所は上野のほか合計12筆ありました。面積が2,948.91平方メートルです。申請人は上野の方です。取得した日が令和4年3月23日で、相続により所有権を取得されています。被相続人は記載の方となっております。土地の詳細は別紙1のとおり、63ページとなっております。以上です。

議長 : 事務局の説明が終わりました。

それでは、この件について質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

議 長： 質疑なしと認め、この件の報告を終わります。

続きまして、報告③、農地の使用貸借の解約通知について、事務局より説明を求めます。

事務局： 64ページを御覧ください。報告③、農地の使用貸借の解約通知についてです。

番号1番、大谷の土地3筆、合計面積は1,274平方メートル。貸し人は養父市大谷の方、借り人は養父市大谷の農地所有適格法人です。解約の詳細につきましては、合意年月日が令和4年3月31日、土地の引渡しも同日、解約条件なしの合意解約によるものです。今後の耕作者を備考欄に記載しております。以上です。

議 長： 事務局の説明が終わりました。

それでは、この件について質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

議 長： 質疑なしと認め、この件の報告を終わります。

続きまして、報告④、農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約通知について、事務局より説明を求めます。

事務局： 65ページを御覧ください。報告④、農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約通知についてです。

番号1番、養父市八鹿町朝倉の土地1筆、面積は240平方メートル、賃貸人は養父市八鹿町朝倉の方、賃借人は養父市八鹿町朝倉の方です。解約年月日は令和3年12月31日、土地の引渡しは同日、解約条件なしの合意解約によるものです。

番号2番、八鹿町朝倉の土地1筆、面積は1,038平方メートル、賃貸人は養父市八鹿町八鹿の方、賃借人は養父市八鹿町朝倉の方です。合意解約年月日は令和3年12月31日、土地の引渡しも同日です。解約条件なしの合意解約によるものです。

番号3番、養父市関宮の土地1筆、面積は262平方メートル、賃貸人は養父市関宮の方、賃借人は養父市関宮の方です。合意解約年月日は令和3年12月15日、土地の引渡しは同日となっております。解約条件なしの合意解約によるもので、今後の耕作者をそれぞれ備考欄に記載しております。以上です。

議 長： 事務局の説明が終わりました。  
それでは、この件について質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

議 長： 質疑なしと認め、この件の報告を終わります。  
これで報告事項は終了いたしました。  
以上で第31回農業委員会総会を閉会いたします。ありがとうございました。

養父市農業委員会会議規則第16条第2号の規定により、ここに署名する。

議 長 谷垣重俊

署名委員 大谷忠雄

署名委員 奥藤雅行

